

アリモドキゾウムシの緊急防除に関する告示

令和五年二月十七日
農林水産省告示第二百七十七号

沿革

令和六年三月一日 農林水産省告示第四百六号〔第一次改正〕

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十七条第二項の規定に基づき、アリモドキゾウムシの緊急防除に関し、次のように告示する。

- 一 防除を行う区域 静岡県浜松市中央区小沢渡町、篠原町、坪井町、舞阪町長十新田、舞阪町浜田、舞阪町舞阪、馬郡町、雄踏一丁目、雄踏二丁目及び雄踏町宇布見
- 二 防除を行う期間 令和五年三月十九日から令和七年三月三十一日まで
- 三 有害動物の種類 アリモドキゾウムシ
- 四 アリモドキゾウムシの緊急防除に関する省令（令和五年農林水産省令第九号）第三条から第七条までに定める措置その他必要な措置

附 則（令和六年三月一日農林水産省告示第四百六号）
この告示は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。